

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第185号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年3月20日 12時20分ごろ	
発生場所	愛媛県松山市四十島東岸沖 (概位 北緯33°52.7' 東経132°41.8')	
事故等調査の経過	平成21年7月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 <sup>きんりゅう</sup>金龍丸、1.3トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 EH3-23485（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士及び特定操縦免許	
死傷者等	なし	
損傷	船首船底、プロペラシャフト、プロペラに損傷	
事故等の経過	本船は、船首約0.2m、船尾約0.5mの喫水で、松山市高浜瀬戸を南進中、平成21年3月20日12時20分ごろ、四十島東岸沖の浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3 海象：潮汐 上げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、四十島東方に拡張する浅瀬を右方約50mに離して約177°の針路で南進中、進行方向にいた他船を避けるために右舵をとり約212°方向に変針して避航したところ、元の針路に戻す時機が遅れた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が高浜瀬戸を南進中、他船を避航した際に元の針路に戻す時機が遅れたため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	